

# 会 議 録

## 1 会議名

平成26年度第8回大島区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### 1 協 議（公開）

- (1) 諮問第92号 大島ゆきわり荘の使用料の変更について
- (2) 諮問第93号 大島就業改善センターの使用料の変更について
- (3) 諮問第94号 大島多目的ホールの使用料の変更について

### 2 報 告（公開）

- (1) 「投票区・投票所の見直し計画」の策定について

### 3 その他（公開）

- (1) 地域活動支援事業（大島区）実施に係る基本方針について

## 3 開催日時

平成27年1月29日（木）午後2時00分から午後3時20分まで

## 4 開催場所

大島コミュニティプラザ2階 市民活動室1

## 5 傍聴人の数

2人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：石塚隆雄、岩野實、岩野幸子、武江一義、高橋利津子、中村朝彦、早川丈夫、横尾榮一、吉原忠正
- ・ 事務局：本山信治大島区総合事務所長、太田徳夫次長、國元清光体育課課長、春日健一産業グループ長、竹内敬次建設グループ長、滝沢恵一市民生活・福祉グループ長、佐藤陽介生涯学習推進課係長、池田裕総務・地域振興グループ班長、和田昭弘教育・文化グループ班長、原由華総務・地域振興グループ主事

## 8 発言の内容

**【石塚会長】**

定刻になりましたので、平成 26 年度第 8 回大島区地域協議会を開会いたします。

本日は、内山愛治委員、丸田新一委員の 2 名が欠席ですが、地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項により会議は成立いたします。会議録の確認については、岩野幸子委員にお願いします。

日程についてですが、協議事項として、大島ゆきわり荘、大島就業改善センター、大島多目的ホールの使用料の変更について 3 件の諮問がありますので協議していただきます。そのほかとして、報告事項 1 件、その他 1 件です。なお、会議終了後、中止した大浦安委員交流会につきまして、皆さんから協議していただきたいと考えていますので、ご了解いただきたいと思います。

議題(1) 協議 諮問第 92 号 大島ゆきわり荘の使用料の変更について

**【石塚会長】**

協議事項の諮問第 92 号、93 号、94 号について、一括で説明をお願いします。

**【太田次長】**

— 資料No.1～3により全体の概要を説明 —

**【春日産業グループ長】**

— 資料No.1により説明 —

**【石塚会長】**

諮問の第 92 号につきまして、皆さんからご意見がありましたらお願いしたいと思います。

**【早川委員】**

大島ゆきわり荘の平成 24 年度利用状況が、例年より多くなっていますが、何か理由はありますか。

**【春日産業グループ長】**

平成 24 年度のグラフを見ていただきますと、平成 23 年度で 5,347 人の利用があり、平成 24 年度は 7,684 人ということで、利用が伸びております。これにつきましては、上段の研修室の利用の人数が、前年の平成 23 年度が 540 人のところ、平成 24 年度は 1,345 人ということで、倍以上に伸びており、これは、あさひ荘が休館となったことから、研修室での宴会といった利用が相当増え、人数が増えたと考えています。今年の見込みは、4,478 人で、これは 11 月末現在ですが、やまざくらの仕出し部門が廃止になった関係で、利用が落ちたという状況があります。平成 24 年度はあさひ荘の影響

で増えたということをご理解いただければと思っております。

**【石塚会長】**

ほかに皆さんございませんか。

この次に協議する大島就業改善センターも同様ですが、平成 24 年度と平成 25 年度は利用人数がものすごく差がある。その前の平成 20 年度も同様です。選挙の投票所として利用して、利用人数が増えたのかなという気もします。大島ゆきわり荘も平成 20 年に多く、平成 23 年に、4 年目になるとまた増えている。そのような関係なのかと思えます。大島就業改善センターも同様です。利用人数が著しく違うという点は、選挙の投票所に関係あるのかどうか。回答は必要ありませんが、そんな気がします。

皆さんほかにございませんか。よろしいですか。

それでは皆さんにお諮りします。諮問第 92 号につきまして、諮問のとおり適当と回答してよろしいですか。

— はいの声あり —

**【石塚会長】**

それでは大島ゆきわり荘の管理の在り方に関する諮問につきましては、適当とすることに決定します。

議題(2) 協議 (2)諮問第 93 号 大島就業改善センターの使用料の変更について

**【石塚会長】**

続きまして、就業改善センターの管理の在り方について説明いただきたいと思えます。

**【滝沢市民生活・福祉グループ長】**

— 資料No.2 により説明 —

**【石塚会長】**

説明が終わりました。大島就業改善センターの管理の在り方について、皆さんのご意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

**【岩野實委員】**

今回の 3 件の使用料見直しは、合併後初めてでしょうか。その他は数年前に何か所か見直しがあつて、使用料が増えています。今回、初めてのような気がしますが。

**【滝沢市民生活・福祉グループ長】**

平成 19 年度に使用料見直しを行っております。対象施設は 295 です。

**【岩野實委員】**

大島生涯学習センターの利用料金の見直しを平成 19 年度に行ったという記憶があ

り、今回は、合併後の見直しが行われていない施設が対象になったのかなということでお聞きしました。料金の見直しは、一律に同じ感じで見直しをされていますので、今回の提案については、異議はありません。

【石塚会長】

ほかにございませんか。

【中村委員】

この使用料基準というのは部屋の面積ですか。

【滝沢市民生活・福祉グループ長】

基準は、その部屋の維持管理経費、それと部屋の面積も関係してきます。

【太田次長】

補足ですが、施設全体のランニングコスト、それを施設の稼働時間と各部屋の面積で割り返して、その部屋にかかる、一律の計算ですが、そのような単位ランニングコストを設けて、それで補正值も含めて算定しています。

【石塚会長】

よろしいですか。ほかにございませんか。

それでは皆さんにお諮りします。大島就業改善センターの管理の在り方について、諮問のとおり適当と答申することによろしいですか。

— はいの声あり —

【石塚会長】

適当と答申することに決定します。

議題(3) 協議 (3)諮問第 94 号 大島多目的ホールの使用料の変更について

【石塚会長】

諮問の 3 番目、上越市大島多目的ホールの管理の在り方について説明願います。

【滝沢市民生活・福祉グループ長】

— 資料No.3 により説明 —

【石塚会長】

ご質問がありましたらお願いします。1 か月の利用というのは、どのような利用の仕方になりますか。

【和田教育・文化グループ班長】

1 か月のご利用は、例えば今日から 1 か月間通しで使いたいという利用者に対し、1 回単位の料金徴収ではなく 1 月単位という形で料金を頂いているという形になります。

**【石塚会長】**

1回の利用時間は2時間です。1か月の料金は、あまりにも安すぎるという気がします。あまりにも違いが大きいと感じます。ランニングコース、一般の利用は2時間で100円、1か月400円です。利用の頻度によって使用料をもらうという説明の中では、あまりにも差があると感じます。これでよいというのであれば、よいのでしょうか。

**【和田教育・文化グループ班長】**

大島多目的ホールのランニングコースで、実際に利用されている人の状況については、1か月でご利用いただいている人は、1週間に1回、月4回くらいの状況で使われている人もいますし、定期的に、毎日のように使うという人もいます。1か月で利用料を納めていただいた人については、自分のペースにあった利用をされていると思います。1回の利用については、たまたま、今日使ってみようというように利用をされている、単発でご利用されているといった人の利用が多いです。

**【石塚会長】**

皆さんどうでしょうか。ご質問はありませんか。

**【吉原委員】**

1か月ランニングコースを予約していて、その間にいろいろな団体が入ってきたときは、それはそれで使用することができるということなのですか。

**【滝沢市民生活・福祉グループ長】**

ランニングコースは個人での利用です。

**【吉原委員】**

個人といっても、1か月押さえていると思う。週に1回使う時もあるし、そうではない人もあるというような、はっきりしてないと思うのだけれど。

**【和田教育・文化グループ班長】**

そのことについてご説明いたします。資料の14ページをご覧くださいと思います。施設使用料のところ、ランニングコースは共有利用料ということで記載しております。そこを占有して利用するというのではなく、皆さんと一緒に使っていただくという利用形態で利用料を頂いております。例えば一人で来て、ここを自分が押さえたということではなく、1日のなかで、2人、3人というような、同じような人が使っている場合もありますので、個人でそこを占有しているというようなことではありません。

**【岩野実委員】**

2階ですよね。ギャラリーの外周でやるわけですよね。

**【國元体育課長】**

体育館の部分の今回料金改定ではありませんが、共有という使い方がありまして、これはどこの体育館もそうですが、たとえばバドミントンコート1面だけ使ってバドミントンやりたいですとか、卓球台1台出して、そこで卓球やりたい人がいたとして、全部を貸し切る必要は無いわけです。そのような人が複数、もしバドミントンをやりたいという人と、卓球をやりたい人がいたとしたら、場所を分け合って使ってほしいという使い方が共有利用です。そのような利用設定を行い、通知しています。体育館全面を貸し切らないと運動ができないのかということにならないように、部分利用を含めて、お互いに分け合って利用するという貸出しの仕方をしております。ランニングコースも同じことで、貸し切りということはありません。

**【石塚会長】**

ほかに皆さんございませんか。よろしいですか。それでは皆さんにお諮りします。大島多目的ホールの管理の在り方について、諮問のとおり適当と答申することで決定してよろしいですか。

— はいの声あり —

**【石塚会長】**

では諮問のとおり適当と回答させていただきます。

ここでしばらく休憩します。

— 休憩 —

**議題(4) 報告 (1)「投票区・投票所の見直し計画」の策定について**

**【石塚会長】**

それでは休憩を閉じて会議を再開します。2番目の報告事項、「投票区・投票所の見直し計画」の策定について説明をお願いします。

**【太田次長】**

— 資料No.4により説明 —

**【石塚会長】**

これについて皆さんお聞きしたいことはありますか。この内容についてではありませんが、パブリックコメントについて質問します。この制度について、大島区の住民に周知されているとは思えない面があります。実際に住民が意見を持っていても、このような制度があって、このような所へ文書を持って出せば、それが皆さんの意見として反映されますという、何か資料的なものを、全戸に配布して徹底するということ

は考えられないでしょうか。

**【本山所長】**

市の計画等を策定した際に、パブリックコメントの手法を採っています。計画書等は、総合事務所にありますが、実際に総合事務所へ来なければ見ることはできません。パブリックコメントの手法については、「おおしまだより」等で周知していく方法を考えます。なかなか皆さまにはなじみの無い制度かもしれません。

**【石塚会長】**

ときどき住民の皆さんから聞かれることがあります。意見があったら、パブリックコメントの制度で出されたらどうですかという言葉を使っていいのかどうなのか疑問に思ったものですから。できれば、パブリックコメントの制度があるということをもう少し周知していただければ、ありがたいのかなと感じています。

皆さんで、ご質問、ご意見等ございませんか。よろしいですか。報告事項の(1)について終わりたいと思います。

議題(5) その他 (1)地域活動支援事業（大島区）実施に係る基本方針について

**【石塚会長】**

地域活動支援事業（大島区）実施に係る基本方針について、平成 27 年度の大島区の地域活動支援事業の説明があったのちに、皆さんからご意見をいただきたいと思えます。

**【池田総務・地域振興グループ班長】**

— 資料No.5 により説明 —

**【石塚会長】**

説明が終わりました。この事業につきまして、なるべく早い時期に大島区の皆さんに周知したほうがよいと考えられますので、ここで、上の項目から順に皆さんの声をお聞かせいただきたいと思えます。最初に大島区の採択方針についてですが、これについては市の方針も前年同様ですので、大島区も前年同様の言葉でいいのではないかと思います。皆さん、ご意見があったらお聞かせいただきたいと思えます。基本方針は、当初から変更していません。基本方針ですので、基本方針たるもの、そう簡単に変えるべきでないという気もしますが、皆さんどうでしょうか。ご意見ございませんか。よろしいですか。

— はいの声あり —

**【石塚会長】**

基本方針については前年度と同じということに決定します。

2番目の補助率・補助金額ですが、補助率は10/10、上限100万円、千円単位切り捨てということが前年度の内容です。前年度に、これを協議するときに申し上げたことですが、補助率とか上限額については、そう毎年変えるのは適当ではないという気がします。その点を考慮してご意見をお聞かせください。また、事務局から助成回数について、同一事業は3回までとするという説明がありました。これについては、前年度に皆様のご意見をお聞かせいただいたことでもあります。3回までとして、同一事業の考え方について、仁上町内会が助成を受けた遊歩道、駐車場、これを一つの事業とするべきか、別のものとするべきかという問題もあります。その点について皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、補助率、上限額これについて前年と同じことが適当かどうか皆様のご意見をお聞かせください。

**【中村委員】**

いつも同じことを言いますが、上限額を無くすか、もしくは、もう少し上げたほうがいいのではと思います。

**【石塚会長】**

いかがですか。毎年、補助率や上限額を変えるのは適当ではない気がします。

**【中村委員】**

それはそうかもしれない。

**【石塚会長】**

基本的事項は固定すべきではないかと私は考えます。皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。

**【岩野實委員】**

補助の上限金額というのは、難しいと思います。上限100万円という現状により、どのような影響があったのか考える必要があるのではと感じます。不便であったのなら見直しが必要でしょうし、不便がなければ現状の上限額でよいのではと思います。上限をオーバーしたことは、時にはあったと思いますが、ほとんど影響はなかったのではと思います。事業自体が落ち込んだという影響が無かったとすれば、現行の上限額でよいのではと思います。

**【石塚会長】**

上限を定めないと、仁上町内会の話になりますが、遊歩道整備を単年度でやりたかったらろうし、駐車場の整備も去年は半分しかやらないけど、1年でやりたかったと思う。そうすると、駐車場の整備で、去年は200万円程度助成を受けたかったと思う。



そうした場合に、ほかの事業の採択件数に影響があるのではと思います。ほかの団体への助成額が減るのではという気がします。

**【吉原委員】**

以前は件数が多く、それと同時に事業費が大きいものがあった。平等にするため、本当は各地区に配分したらどうかという話もあった。それだとちょっと偏ったりするから、有効利用しようということで、地域負担も多少あるだろうということも含めて、100万円ぐらいが適当だろうということで決定した経過がある。大島区全体で500万円くらいしか配分がありません。そんなことで、私は現状の上限100万円は非常に良いと思います。

**【石塚会長】**

いかがですか。幅広く皆さんから利用していただくことをある程度考えていかなければならないという気がします。去年も今回と同じ話がありました。

**【本山所長】**

中村委員の考える上限額の撤廃、上限を上げるという根拠は何でしょうか。

**【中村委員】**

根拠については、先ほどの仁上町内会が200万円で全部やりたかったのであれば、全部やらしてあげたらよいという考えです。通常、常識的な人間であれば、100万円上限であれば、200万円の申請をするわけは無いので、出てこないだけだと思います。それぞれの事業で、これから先、大島区全体に薄く、広くばらまくみたいな形ではなく、大きな事業費を使ってでも、500万円を超えるものが出てくると思いませんが、たとえば助成額200万円で、今年これだけ一気にやりたいということがあれば、それを認めるということがあってもよいのではと思います。地域協議会による審査があるわけだから、それはだめだと却下するのは、地域協議会の勝手というか、みんなで審議して却下すればいいわけで、あまりにもひどすぎるという申請について、いくらでもチェックできると思います。実は下限額も当初はありました。下限額をなくそうと言いつづけたのは私で、下限額をなくしたら、10万円以下の申請も出てくるようになってきました。このため、上限額をなくしたら、私はそれで具体的に何ができると考えていませんが、地域の中から良いアイデアが出てくるかもしれない。それを地域協議会であらかじめ上限額を決めるというのは、どうなのだろうと思います。出てきた申請がとんでもない無駄遣いだと思ったら、それは却下すればいいわけだから。市全体の中でも、上限額を定めなさいというのは無いですよ。だから大島区でも定めなくてもよいのではと思うのが考えで、具体的にこれをやったらどうなりますというはつき

りしたものがあられるわけではありません。

**【石塚会長】**

市全体の地域協議会会長会議でもよく出ますが、人口の多い高田、直江津あたりは、大島区の倍も配分されています。そういう所の方は、やっぱり消化させるためにも、ある程度上限額を決めておかなければならないと思います。それに対し、28区で一番小さい大島区が上限額を撤廃すると、今後、5件の申請があり、そのうち1件が200万円、あるいは250万円といったら、ほかの事業のどれを削るかという問題が出てくると思う。また、補助率の10/10を無くして、出てきた申請額によって、毎年補助率を変えているという地域自治区もあります。申請額によって毎年変更となるため、補助率85%になったとか、去年は90%だったのにといった、申請団体から不満の声がある地域もあります。補助率は、前年度はこうだ、今年はこうだと、前年に比べれば今年はちょっとという声が出てくると思いますので、私はあえて上限額を大きくしないで、100万円でもいいのではと思います。

**【岩野実委員】**

私もそのように思いますね。本来なら上限額を決めれば、下限額も決めるべきだと思います。上限だけ決めて下限なしというのはちょっと不文律だと思います。この助成金の運用というものを考えると、話は違いますが、中山間地の補助事業では、皆さんが多く要望を出して、それをバランス良く配分するにはやっぱり、毎年毎年、同じようなパターンで行うことが、一番公平感が出てくると思っています。公平感を一つ損ねると、事業そのものがおかしくなると思います。地域活動支援事業の制度の主旨からいえば、中村委員の考えも必要なことと思いますが、毎年の事業を集約したうえで、上限がやっぱり必要であり、それが事業のやり易さにつながると思います。

**【石塚会長】**

竹内建設グループ長にお聞きしますが、たとえば「ほたる公園」の駐車場整備といった事業を、単年度でやりたいとするならば、市の補助金で実施できる手立てはないのでしょうか。農道のコンクリート舗装といったことに補助していますが、地域活動支援事業が始まる前はあったと思います。

**【竹内建設グループ長】**

「ほたる公園」は、産業グループで管理しています。公園は県が造り、維持管理協定を結んで市が管理しています。県と相談しなくてはならないと思います。

**【石塚会長】**

市が実施すべき事業であると、地域活動支援事業では実施できない。以前、大島生

涯学習センターの駐車場舗装で相談があったが、それは市の施設であるため、地域活動支援事業は適当でないということで申請しなかった。そのような事案があったことを考えると、ほかに市の単独事業といったことがあるのではと思います。来年度の地域活動支援事業が始まりますので、このような事業を検討してみてくださいませんか。

大島区の地域活動支援事業の申請では、施設整備といった内容以外は、100万円の事業費があれば十分だと思います。補助の上限額は前年度同様でよろしいですか。

— はいの声あり —

**【石塚会長】**

前年度同様ということで、ご理解をいただきたいと思います。

助成回数の、同一事業3回まで、これについては、前から皆さんからご理解いただいていた。今まで実施された事業内容の資料により、同一事業と思われるのは上から3つだけで、仁上町内会は、遊歩道整備から駐車場整備へ移ったということで、同一事業主体ではあるが、それは同一事業3回という意味じゃないですよ。

**【吉原委員】**

資料の上段から2つの団体の事業は、同好会のような活動と思われます。本来、自分たちが会費を1か月1,000円か2,000円出して、それで活動する内容ではないのかと感じます。地域活動支援事業を使うのはどうかとも思います。あるいは、今回特別な大会を計画するから、それに対して助成してくださいというならわかるけど、毎年、毎年同じ内容を繰り返し行っていて、それは、自分たちの会費で賄えないのかと感じます。

**【石塚会長】**

今までは、このような活動を行うグループを育てようということで助成してきたわけです。3年たてば、もう自立していかなければならない。そのため、助成回数を3回でどうだという意味合いもあるだろうと私は思います。

**【中村委員】**

3回でよいと思います。

**【石塚会長】**

どうでしょうか。3回までということでよろしいですか。

— はいの声あり —

**【石塚会長】**

平成27年度から助成回数3回で決定させていただきます。

次の審査基準につきまして、現場があるものは、現場で説明を聞くということをして3

年間行っております。前年同様でよろしいでしょうか。

— はいの声あり —

その他についてですが、募集期間についてはいかがでしょうか。4月1日にならなければ募集できないという状況です。募集期間をいつまでとするか。前年同様でよろしいですか。

— はいの声あり —

4月1日から4月30日までに決定します。

それから、地域協議会の審査について協議します。これは申請が出そろってからになります。事務局の準備ができてから行いたいと考えています。5月中旬ごろでよろしいですか。

— はいの声あり —

**【石塚会長】**

残額の取り扱いについてですが、市による毎年の説明会では2次募集で終わりという言い方をしています。どうしても配分額に採択額が達しなければ、3次募集というところもありますが、やはり基準は基準として、2次募集で終わる方法がよいと思います。皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思います。2次募集で終わりということよろしいですか。

— はいの声あり —

**【石塚会長】**

そのほか地域活動支援事業についてご質問などありますか。

**【岩野実委員】**

3回までということは、その間に1年か2年空白があって、また事業申請した場合は、やっぱりだめということですか。

**【石塚会長】**

だめでしょうね。同一事業だから。

**【岩野実委員】**

連続でなくても3回は3回ということですね。

**【石塚会長】**

ほかに皆さんございませんか。事務局のほうで他に何かありますか。

**【池田総務・地域振興グループ班長】**

助成回数の開始時期を平成24年度からカウントするとさせていただきましたが、これを平成22年度当初からのものに変えるのか、その辺につきましてご検討いただければ

ばと思います。

**【石塚会長】**

当初からとして、新たに3回の該当になる事業はありますか。

**【池田総務・地域振興グループ班長】**

特にございませぬ。ただし、当初からとしたことによつて、平成22、23年度に行つた事業、これが平成27年度以降に同じ事業を行つたときに2回目とカウントするのかわ、1回目とカウントするのかわの違いが出てくるかと思ひます。

**【石塚会長】**

3回の解釈ですな。連続3回にするかどうか。

**【池田総務・地域振興グループ班長】**

先ほど岩野實委員の発言で、連続3回ではなく、3回は3回というお話になりました。ということであれば、平成22、23年度も含めたほうがよろしいのかなとも思ひますので、ご審議いただければと思ひます。

**【石塚会長】**

皆さんどうでしょうか。これから出る可能性もあります。

**【吉原委員】**

平成27年度から助成回数制限を採択したことで、急に来年の申請はできないといつた状態になることは、少し気の毒だと思ひます。

**【池田総務・地域振興グループ班長】**

昨年、3回という話がありましたので、「ギターアンサンブルどてっぽっぽ」、「りんどう・ほたる合唱団」の団体には、来年度どうなるかわ不明ですが、来年度は自己資金で活動をお願いすることになるかもしれないので、その際はご了承くださいと、文書、口頭でお伝えはしてあります。いきなり今回で3回目だからだめということではございませぬ。

**【石塚会長】**

同一事業は連続とか通算とかいうことを考えず、3回という言葉を生かすことかどうか。

**【高橋委員】**

3回ということは平成22年度から3回ですか。それとも平成24年から3回ですか。

**【石塚会長】**

3回という話が出た経緯は、資料の上段から1、2、3番目の団体が毎年同じ内容で実施してきたことも原因の一つです。それを考えて平成24年度からカウントして、

3回で終わりとしたと昨年の会議を記憶しています。今年、「音狂（おんきょう）エイト」さんが、もう1回カラオケ大会で慰問活動をやるとなると、平成27年度もう1回は申請を受けて、平成28年度以降は申請できないということになります。

**【高橋委員】**

平成24年度からですね。

**【岩野實委員】**

前回、この話が出た時は、平成24年度という発言がありました。私も記憶があります。

**【石塚会長】**

平成22年度まで遡ると想定もしていなかったわけですから。では、平成24年度からとします。ほかに皆さん何かありますか。

無いようですので、皆さんから協議していただいた事を基にして、事務局から資料を作成してもらうことにします。これについては、これで終わりたいと思います。

議題(6) その他 (2)その他

**【石塚会長】**

用意したものは以上でございますけれど、次回の日程について、事務局で何かありますか。

**【本山所長】**

その前によろしいでしょうか。

**【滝沢市民生活・福祉グループ長】**

A4で1枚資料を配布しております。平成26年度要援護世帯除雪費助成事業助ですが、1月27日現在でまとめた内容となっております。認定者数、利用世帯等をご覧いただきまして、合計を申し上げますと認定者数は85人、利用世帯は64世帯となっております。大島区は多雪地帯となっております、限度額は6万5,600円となっております。中ほどの太字で助成金額がありまして、1月27日現在、263万3,975円となっております。なお、こちらにつきましては、1月30日の支払いで、49件分153万円ほど、それから2月6日の支払いで、12件44万円ほどの支払いを予定しております。その他につきましては資料をご覧いただきたいと思います。

**【石塚会長】**

皆さん、質問はありますか。

**【岩野實委員】**

大平町内会で、浦川原区の介護老人保健施設に入所している人がいます。その人は

要援護世帯に該当すると思われます。対象から外れているのかと思いましたが、こちらに不在のため、要援護世帯の申請ができないのでしょうか。

**【滝沢市民生活・福祉グループ長】**

お名前をお聞きしていないので回答はできませんが、制度として不在の場合は対象にできません。

**【岩野實委員】**

いなければだめですね。

**【石塚会長】**

降雪が多くなり、激甚災害になれば補助ができます。資料が提出された事業は、生命を守るための除雪補助です。だから、建物の中に人間が入っていなければ、建物がつぶれても、生命は関係ないから対象外。激甚災害になると、施設を守ることが出るので、不在でもできます。

**【滝沢市民生活・福祉グループ長】**

名前を確認させてもらえれば、申請があったかどうか確認します。

**【岩野實委員】**

留守なので、ボランティアで除雪しようかと話をしましたが、町内会長からその前に民生委員に相談しなければということで相談したところ、今まで丸和総建が雪下ろしをしていて、今回、丸和総建にお願いしたと聞きました。費用は自費とのこと。それで、安心したといったことがありました。

**【本山所長】**

大島区内の状況を説明しますと、実際に住んでいても、除雪しない人がいたり、空き家を求められて、1度も雪下ろしをしないと区外の人もたくさんおられます。降雪前に大島区外に住んでいる空き家の所有者に、適切な管理をするように通知を出してあります。また、屋根雪の写真を撮って、写真を付けて持ち主へ雪下ろしをするよう督促文書を出しております。持ち主と連絡をとっても、対応していただけないといった事案がいくつもありまして、大島区総合事務所としても対応に苦慮しているのが現状です。所有者は家が壊れてもいいというような考えであり、場所によっては隣の家迷惑がかかるような所もあります。近隣住民からなんとかしてほしいということで、大島区総合事務所でも対応していますが、なかなか対応していただけない現状があります。

**【石塚会長】**

要援護者への除雪費の請求は、除雪業者が行うのでしょうか。本人が行うのでしょ

うか。以前は本人が請求書を持って民生委員のところに行っていました。民生委員の印鑑が無いとだめでした。

【本山所長】

基本的に民生委員の確認がないとだめです。

【高橋委員】

私は民生委員も担当していますが、一人暮らしの人が多いため、世帯を回り、請求書を見せてもらって、それに私が印鑑を押して自分で総合事務所へ出します。回って歩いています。

【石塚会長】

三竹沢町内会の利用世帯が1件だけとは思えないのですが、もっとやっています。そうすると、業者から個人のところへ請求が出ていないということですか。

【本山所長】

こちらへ請求書が届いたものだけを処理しています。まだ届いていないものがたくさん残っていると思います。

【石塚会長】

民生委員は大変だと思いますが、確認していただかないといけないと思います。

【滝沢市民生活・福祉グループ長】

先ほどの岩野実委員が質問した、浦川原区の介護老人保健施設に入所されている人ですが、要援護者のリストで確認したところ申請がありません。施設入所ということで、申請はありませんでした。

【岩野実委員】

やっぱり申請してないということですね。

【石塚会長】

ほかに事務局に聞きたいことはありませんか。

【本山所長】

情報提供いたします。市では現在、次期の公の施設の再配置計画を策定しています。この計画は、それぞれの施設ごとに継続、休止、譲渡を含めた廃止といった方向づけをすることになっています。計画の公表につきまして、市では2月下旬ごろを想定しています。公表につきましては、行政改革推進計画、財政計画、定員適正化計画等も一緒に公表することで作業を進めています。地域協議会につきましては、その後に皆さんに説明させていただくような手順を組んでいるところです。ご承知置きをお願いします。



【石塚会長】

ほかに皆さんございませんか。無ければ次回の日程ですが、所長からも話がありました。ここで、これといって無いと思います。事務局から諮問、説明要件等があった時点で計画させていただくということをご了解いただきたいと思います。

【石塚会長】

以上をもちまして、平成26年度第8回の大島区地域協議会を閉会といたします。

9 問合せ先

大島区総合事務所総務・地域振興グループ TEL：025-594-3101（内線 61）

E-mail：oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。